

評 価 書

平成17年3月23日

1 評価対象施策等 電子政府構築の推進（実績評価）	
2 担当部局 官房総務課	
3 施策等の目的・目標 電子政府の構築により，国民の利便性の向上と行政運営の簡素化，効率化，信頼性及び透明性の向上を図る。	
4 施策等の具体的な内容 公正取引委員会電子政府構築に定めた施策の着実な実施	
5 達成目標及び目標達成時期 後記10 参照	
6 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7 評価実施時期 平成17年2月
8 評価の観点 (1) 電子政府構築に係る各施策の目的が，国民や社会のニーズに照らして妥当か（必要性） (2) 各施策により，国民の利便性の向上又は行政運営の簡素化，効率化，信頼性及び透明性の向上が図られているか（有効性） (3) 各施策は効率的に行われたか（効率性）	
9 評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	
10. 施策等の実施状況について 国民の利便性・サービスの向上 1 行政ポータルサイトの整備・充実 (1) インターネットによる情報提供の充実 a) 達成目標(時期) 報道発表した案件については100%，発表当日中にホームページに掲載する。報道発表資料以外のものについても，国民にとって有益な情報（各種のパンフレット等）を積極的にホームページに掲載する。（各年度） b) 施策等の実施状況 平成15年度においては，276件の報道発表を行い，これらについては，すべて報道発表当日中にホームページに掲載をした。その他，平成16年4月の改正下請法の施行を控えて，広報用パンフレット「はやわかり“改正下請法”」の電子ファイルをホームページ（トップページ）に掲載するなど，インターネットによる情報提供の充実に努めた。 (2) 府省共通情報の提供)	

(政府全体の方針の策定(平成16年度)を踏まえて講じた措置について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

(3) 申請・手続き案内等の充実

a) 達成目標(時期)

手続き案内, 組織・制度概要, パブコメ情報についての迅速な更新・情報提供を行う。また, 提供する情報内容の充実を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

申請・届出等の手続き案内をホームページ上に掲載(23手続中15手続の説明資料をホームページに公開。23手続中19手続の様式(電子ファイル)をホームページに掲載。なお, 平成17年2月末時点では, 対象となる全ての手続の説明及び様式についてホームページに掲載。)している。組織・制度概要についても, 組織等の変更に際して迅速に最新の情報を更新した。パブリックコメント情報について11件全件についてホームページ上で迅速な更新, 提供を行った。

(2) ワンストップサービスの拡大)

(e-Govの整備(平成17年度以降)にあわせて講じた措置について評価することとし, 本年度については評価の対象としない。)

3 オンライン利用の促進ための環境整備

(1) ア 手続き処理期間の短縮

a) 達成目標(時期)

処理期間の短縮を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

平成15年度においては, 親事業者及び下請事業者に対する定期調査をオンライン化提出を可能とする調査を実施した。平成15年度においては, 表1の申請等についてオンラインの手続きが可能となっている。

表1 公正取引委員会の電子申請等の一覧及び件数

手続名称	14年度		15年度	
	申請等 件数	オンライン 件数	申請等 件数	オンライン 件数
一定の規模を超える会社の事業報告	-	-	77	1
一定の規模を超える会社の設立の届出	-	-	4	0
会社の株式保有の報告	-	-	961	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	-	-	0	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請(一年を超えて当該議決権を保有する場合)	-	-	13	0
合併に関する計画届出	-	-	103	0
共同新設分割に関する計画届出	-	-	4	0
吸収分割に関する計画届出	-	-	17	0
営業等の譲受けに関する計画届出	-	-	175	0
合併完了報告	-	-	113	0
共同新設分割完了報告	-	-	4	0
吸収分割完了報告	-	-	13	0
営業等の譲受け完了報告	-	-	178	0
事業者団体の成立届出	-	-	148	0
事業者団体の変更届出	-	-	1,305	0
事業者団体の解散届出	-	-	61	0
協同組合の届出	-	-	320	0
公正競争規約の締結の認定に係る申請	-	-	0	0
公正競争規約の設定の認定に係る申請	-	-	2	0
公正競争規約の変更の認定に係る申請	-	-	4	0
親事業者及び下請事業者に対する定期調査	-	-	6,655	287
独占禁止法違反等に係る申告	2,736	293	2,380	382
景品表示法違反等に係る申告	453	185	876	228

イ 手続きの簡素・合理化)

(所要の検討を踏まえ実施後(平成17年度末までに実施予定)に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

ウ 利用方法の周知

a) 達成目標(時期)

電子申請手続の周知を行い申請件数の増加を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

既に設置済みの申請・届出等の電子窓口については、電子窓口に関する案内文書を作成し、全国9都市で開催した地方有識者との懇談会及び講演会において配布し、周知を行った。

また、下請法に基づく定期調査票の提出を可能とするなど電子窓口の充実を図った。この新規に開始した下請法に基づく定期調査票の提出に関しては、下請取引適正化推進講習会等の下請法に関する事業者向けの講習会において、定期書面調査のオンライン提出について説明を行うとともに、定期書面調査の調査票を事業者に発送した際に、オンライン提出に関する案内文書を同封し周知を図った。

また、ホームページ上においても、電子申請手続きの説明を掲載している。

平成15年度における電子申請等の件数は表1のとおりである。

((2)ア JIS対応)

(HP作成に関するJISの策定(平成16年5月)を踏まえたシステム見直し後に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

(イ 通信手段の多様化に対応した情報提供・内容の見直し)

(通信手段の多様化の動向見直しを推進後に評価(平成18年度以降)することとし、本年度については評価の対象としない。)

IT化に対応した業務改革

1 個別業務の最適化

a) 達成目標(時期)

個別業務の最適化の実施を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

個別府省業務・システムについて現状分析等を進めるため、新たにCIO補佐官を設置し当委員会業務・システムの現状分析対象等について検討を行った。

2 内部管理業務の最適化

((1)ア 人事給与業務の最適化)

(政府の最適化計画策定(平成16年2月)を踏まえて講じた措置について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

(イ 人事給与システムの更新)

(公正取引委員会の「人事・給与等業務・システム化最適化計画」の策定(平成16年6月)を踏まえて講じた措置について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

ウ 給与の全額振込化

a) 達成目標(時期)

職員給与の全額振込みを100%とする(平成17年度末)

b) 施策等の実施状況

H15年3月の政府方針に従い、職員に対し振込促進文書の回覧を行い、また、電子掲示板での周知を行った。その結果平成15年度末の全額振込率は82.5%となった(平成17年1月末時点で95.1%)

((2) その他官房業務の最適化)

(政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」の策定(平成16年7月)を踏まえて講じた措置について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

(3 共通システムの最適化)

(システム最適化計画の策定(平成17年度以降)後に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

共通的な環境整備

(1 推進体制の充実・強化)

(個別の最適化計画の策定(平成16年度以降)を踏まえた予算要求・執行等との連動状況等について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 情報システムに係る政府調達改善

a) 達成目標(時期)

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえた調達を実施する。(各年度)

b) 施策等の実施状況

ライフサイクルベースの価格評価方式等の対象となる調達案件は無かった。

(2) 外部委託の推進

a) 達成目標(時期)

「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえて外部委託を推進する。(各年度)

b) 施策等の実施状況

平成15年度においては、LANシステムの運用支援業務並びにファイアウォール、IDS等監視及び運用業務について外部委託を実施した。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保

a) 達成目標(時期)

情報セキュリティ事故を防止する。(各年度)

b) 施策等の実施状況

電子申請システムに対する情報セキュリティ監査の実施 汎用受付システムネットワーク情報セキュリティ診断の実施 情報セキュリティマニュアルの原案を作成委託 情報セキュリティ研修の実施 情報セキュリティ等に対するアンケート調査を実施・対策の周知を行った。

平成15年度における、情報セキュリティ事故件数の統計はないが、内閣官房情報セキュリティ対策推進室に報告すべき重大な事故は発生しなかった。

情報システムの一部について、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」に沿った製品を導入しており、電子申請・届出システムにおいては、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に準ずるシステムを導入している。

((2) 個人情報保護法制の施行に向けた準備と運用)

(法施行(平成17年4月)後に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

11. 評価について

国民の利便性・サービスの向上

(1) 必要性

これまでも政府全体でインターネットを活用した国民の利便性・サービスの向上に係る取組を進めてきたところであるが、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、必要としている情報がホームページ上のどこに存在しているが分かりづらい面もあるなど分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。

(2) 有効性

インターネットによる情報提供の充実(-1-(1))については、報道発表の当日中のホームページ掲載を100%実施するなど、目標を達成しているが、今後更に、広報用パンフレット等国民のニーズの高い資料の掲載により、インターネットによる情報提供の充実に努めることが必要である。

申請・手続き案内等の充実(-1-(3))については、申請・届出等の手続の説明資料及び様式(電子ファイル)をほとんどはホームページ上に掲載しているものの、相対での説明が適当な手続や利用が一部の業界に限られている等を理由に未掲載のものがある、説明資料・様式へのアクセス方法がわかりにくいものがあることから、手続の説明の拡充、全ての様式のホームページの掲載など目標達成に向けて更なる取組が必要である(対応済み。10.-1-(3)参照)。

手続き処理期間の短縮(-3-(1)ア)については、申請・届出等のオンライン化は、事業者側等での作成や送付の期間短縮につながるものの、公正取引委員会の内部処理について有効な方法とはなっていないことから、申請等の処理に係る業務の在り方を見直すなどして目標達成に向けて更なる取組が必要であり、内部処理業務の効率化に向けた幅広い取組を行うこと

が課題となっている。

利用方法の周知（ -3-(1)ウ）については、前年度に比べて電子申告の件数の増加が見られることから目標を達成しているものの、電子申告及び下請法の定期調査以外は、電子申請等の利用がほとんどないことから、有効な周知方法を探っていく必要がある。

(3) 効率性

公正取引委員会のホームページ訪問者数は、正確な統計はないが、少なく見積もっても年間延べ200万人程度と推定され、インターネットによる情報提供の充実は国民の行政情報取得に要する費用の大きな軽減につながっており、効率的な情報提供となっていると考えられる。

一方、電子申請全体の件数、処理期間の短縮状況からすれば、電子申請システム全体の維持費用に見合った効果が十分上がっているとは言えないと考えられるものの、電子申請の周知に要した費用は、周知用案内紙のコピー代など少額であり、電子申告件数等の増加状況を見ると、少なくとも周知費用に見合った効果は得られていると考えられる。

IT化に対応した業務改革

(1) 必要性

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分であり、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する必要がある。

(2) 有効性

個別業務の最適化（ -1）については、平成15年度第4四半期に着手したばかりであり、目標達成に向けて更なる取組が必要である。

給与の全額振込化（ -2-(1)ウ）については、平成17年度末の目標達成に向け順調に進んでいる。

(3) 効率性

給与の全額振込みの取組に要した費用はもっぱら人的費用であり正確な算出はできないが、給与の全額振込化による、給与支給作業に要する人的費用の軽減はそれを大幅に上回るものと推測できる。

また、最適化を進めるにあたっては、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ進めていく必要があると考えられる。

共通的な環境整備

(1) 必要性

効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、推進体制の充実・強化、情報システムの整備・運用管理の高度化、個人情報保護を含む情報セキュリティ対策の充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 有効性

情報システムにかかる政府調達改善（ -2-(1)）については、本年度は「情報システム

に係る政府調達制度の見直しについて」の対象となる調達案件はなかったので目標達成状況の評価はできないが、今後とも、調達案件が生じた場合には上記方針に基づき対応する必要がある。

外部委託の推進（ - 2 - (2) ）については、所要の外部委託を行っており、目標を達成しているが、今後とも、適切に外部委託の推進に努めることが必要である。 情報セキュリティ対策等の充実・強化（ - 3 (1) ）については、重大な事故の件数が0であったことから、目標を達成しているが、引き続き、情報セキュリティ向上のための措置を講じていく必要がある。

(3) 効率性

公正取引委員会が外部委託している業務は、いずれも情報システム整備・運用についての専門知識を有するものであり、こうした専門知識の人材の育成に係る費用負担が外部委託によって軽減されているものと考えられる。

なお、情報セキュリティについては、本年度においては重大事故の件数が0であったことから、費用に見合った効果が挙げられていると推測されるが、引き続き、より効率的な手法がないか検討していく必要がある。

12. 今後の課題

電子政府の構築が「e-Japan戦略 加速化パッケージ」(平成16年2月)に盛り込まれるなど、政府の重要施策課題となっている中、公正取引委員会としても電子政府構築計画の着実な実施を図っていく必要があるが、上記評価を踏まえて、今後は特に、ITシステムの導入を踏まえた業務の効率化、行政情報の電子的提供の充実、に重点的に取り組んでいく必要があると考えられる。

特に、手順のオンライン化については、利用件数が少ない、公正取引委員会の内部の処理期間の短縮につながっていないなど、その効果が発揮されていないものもある。このため、CIO補佐官を積極的に活用するなどして、業務の効率化が図られるよう幅広い取組を検討していくことが重要である。

また、行政情報の電子的提供の充実に関しては、最も需要が大きいと考えられる報道発表資料の電子的提供については必要な対応をとられており、今後はそれ以外の公正取引委員会に関する情報を充実させるとともに、ホームページにアクセスした国民が当該情報に容易にたどり着けるよう、ホームページの構成についても見直しを検討していくことが重要である。

13. 第三者の知見の活用状況

公正取引委員会政策評価委員から意見聴取(別添参照)

電子政府構築の推進に係る政策評価」(案)に対する公正取引委員会政策評価委員の意見と評価書への反映状況

今回の評価の結果の最も重要な点は、公正取引委員会の申請・届出等の手続きについて、オンラインによる手続きが可能になったものの、利用件数が少ない、内部処理の期間短縮につながっていないことである。この点を評価書のポイントの冒頭で示すべき。

(評価書への反映状況)

委員指摘の点を、評価書のポイントの冒頭に記述。

また、評価書の「2.今後の課題」においても、

特に、手続きのオンライン化については、利用件数が少ない、公正取引委員会の内部の処理期間の短縮につながっていないなど、その効果が発揮されていないものもある。このため、CIO補佐官を積極的に活用するなどして、業務の効率化が図られるよう幅広い取組を検討していくことが重要である。」旨を記載。

「1.評価について」(2)」(6ページ)

評価書(案)において、手続き処理期間の短縮(- 3 - (1)ア)については、申請・届出等のオンライン化は、事業者側等での作成や送付の期間短縮につながるものの、公正取引委員会の内部処理について有効な方法とはなっていないことから、申請等の処理に係る業務の在り方を見直すなどして目標達成に向けて更なる取組が必要であり、今後オンライン化による方法以外も含め内部処理期間の短縮が課題となっている。」としているが、「今後オンライン化による方法以外も含め内部処理期間の短縮が課題となっている。」が何を意味しているのかが分かりにくい。

(評価書への反映状況)

当該部分について、「内部処理業務の効率化に向けた幅広い取組を行うことが課題となっている」と記述を変更。

「電子政府構築の推進に係る政策評価書」のポイント

【評価の要旨】

電子政府構築推進計画については、所期の目標を達成している事項も少なくないが、手続のオンライン化（-3-(1)）については、利用件数が少ない、公正取引委員会の内部の処理期間の短縮につながっていないなど、その効果が発揮されていないものもある。このため、CIO補佐官を積極的に活用するなどして、業務の効率化が図られるよう幅広い取組を検討していくことが重要である。

電子政府構築計画の記載	評価時期	目標及び達成時期	施策状況	評価
国民の利便性・サービスの向上				
1 行政ポータルサイトの整備・充実				
(1)インターネットによる情報提供の充実 (公表資料情報をすべてホームページに迅速に掲載する等)	平成18年度まで継続的に	報道発表資料については、100%当日中に掲載(各年度) ・広報用パンフレット等各種資料についても積極的に掲載(各年度)	報道発表資料については100%当日中にHPに掲載。改正下請法パンフレットのHP掲載	目標を達成している
(2)府省共通情報の提供 (政府統一指針に基づき、全府省が共通のカテゴリを設け掲載する情報)	平成17年度以降			
(3)申請・手続き案内等の充実 (申請・届出等の手続き案内等について、充実を図る。)	平成18年度まで継続的に	手続案内、組織・制度概要、パブコム情報についての迅速な更新・情報提供(各年度) 情報内容の充実(各年度)	23手続中、15手続の案内、19手続の様式をHPに掲載(平成17年2月末時点では全ての手続について対応済み)	目標達成に向けて更なる取組が必要
2 ワンストップサービスの拡大 (e-Govの整備にあわせて、公正取引委員会の電子申請システムについての機能見直しを行う。)	平成18年度以降			

電子政府構築計画の記載	評価時期	目標及び達成時期	施策状況	評価
3 オンライン利用の促進ための環境整備				
(1)ア手続き処理期間の短縮 (手順の電子化を図り,処理期間の短縮を図る。)	平成18年度まで継続的に	・処理期間の短縮(各年度)	親事業者及び下請事業者に対する定期調査をオンライン化提出を可能とする調査を実施	目標達成に向けて更なる取組が必要
(1)イ手続きの簡素・合理化 (申請・手続等についての簡素化を図る。)	平成18年度以降			
(1)ウ利用方法の周知 (オンラインで行える手続において周知を行う。)	平成18年度まで継続的に	・申請件数の増加(各年度)	案内文書を作成し,会議等で周知 ホームページ上に電子申請手続きの説明掲載	目標を達成している
(2)アJIS対応 (ホームページに関するJIS規格を踏まえたホームページの改善を図る。)	平成17年度以降			
(2)イ通信手段の多様化に対応した情報提供・内容の見直し (携帯電話の普及に対応した行政情報の提供について,システム,情報内容の見直しを進める。)	平成18年度以降			
IT化に対応した業務改革				
1 個別業務の最適化 (業務・システムについて見直しを行う。)	平成18年度まで継続的に	・個別業務の最適化の実施(各年度)	新たにCIO補佐官を設置し当委員会業務・システムの現状分析に着手	目標達成に向けて更なる取組が必要
2 内部管理業務の最適化				
(1)ア人事給与業務の最適化 (政府の「人事・給与業務・システム最適化計画」を踏まえ,人事・給与等業務・システムの最適化を図る。)	平成17年度以降			

電子政府構築計画の記載	評価時期	目標及び達成時期	施策状況	評価
(1)イ人事給与システムの更新 (人事給与システムを更新する。)	平成19年度以降			
(1)ウ給与の全額振込化 (職員の給与全額振込化を推進する。)	平成18年度まで継続的に	職員給与の全額振込みを100%とする(平成17年度末)	職員に対し振込促進の周知	目標達成に向けて順調に進んでいる
(2)その他官房業務の最適化 (政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。)	平成17年度以降			
3 共通システムの最適化 (公正取引委員会ないネットワークについて最適化計画を策定し、システムを見直す。)	平成17年度以降			
共通的な環境整備				
1 推進体制の充実 強化 (最適化計画と予算要求 執行を連動させる。)	平成18年度以降			
2 情報システムの整備 運用管理の高度化				
(1)情報システムに係る政府調達の見直し (政府の「情報システムにかかる政府調達制度の見直しについて」を踏まえた取組を推進する。)	平成18年度まで継続的に	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえた調達の実施(各年度)	対象調達案件無し	
(2)外部委託の推進 (国の行政機関における情報システム関係業務の外注推進について」を踏まえ、外部委託を推進する。)	平成18年度まで継続的に		LANシステムの運用支援業務等の業務について外部委託を実施	目標を達成している

電子政府構築計画の記載	評価時期	目標及び達成時期	施策状況	評価
3 情報セキュリティ対策等の充実 強化				
(1)ア情報セキュリティ確保のための措置 (情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じる。)	平成18年度まで継続的に	情報セキュリティ事故を防止する(各年度)	情報セキュリティ監査の実施等所要の対応を行い,重大事故の発生なし	目標を達成している
(1)イ情報セキュリティに関する評価 認証を受けた製品の利用推進 (政府の「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」を踏まえ,情報セキュリティに関する評価 認証を受けた製品等の利用を推進する。)	平成18年度まで継続的に		利用指針に基づいたシステムを一部導入済み	
(1)ウ一定水準以上の暗号利用の推進 (政府の「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に基づき,一定水準以上の安全性 信頼性を有する暗号の利用を推進する。)	平成18年度まで継続的に		利用指針に基づいた暗号を電子申請システムに導入済み	
(2)個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用 (個人情報保護法の施行に向けた適切な準備を行う。)	平成17年度以降			